

設備投資をお考えの事業者様は必見！！

設備投資に関する公的制度のご紹介

＜貴社の設備投資に最適な公的制度を確認しましょう＞

事業者の設備投資を支援する公的制度は多数あります。各制度ごとに要件は異なりますが、投資する設備の要件を満たせば、税額控除などの優遇措置を受けることができますので、設備投資をお考えの際は必ず公的制度もチェックしましょう。

経営力向上計画

▶ 認定計画に基づき取得した機械及び装置の**固定資産税が半額に！！**

(3年間適用されます)

＜適用要件＞

- 利用できる方: 資本金1億円以下の会社、個人事業主など
- 対象設備: 160万円以上の機械及び装置であること(新品)
- 要件: 生産性が年平均1%以上向上する設備 など

＜適用方法＞

- ① 所定の事業計画書を作成します
- ② 設備メーカーを通じて「工業会等による証明書」を発行します
- ③ 各事業分野の主務大臣に提出します
- ④ 提出から30日程度で認定されます

生産性向上設備投資促進税制(B類型)

▶ 生産性向上のための設備投資で**特別償却50%**または**税額控除4%！！**

＜適用要件＞

- 利用できる方: 青色申告をしている法人・個人事業主
- 対象設備: 一定価額以上である機械装置・建物など
- 要件: 投資利益率が5%以上であること(中小企業者以外は15%以上)

＜適用方法＞

- ① 当事務所へ投資計画案の作成を依頼します
- ② 当事務所より「事前確認書」を発行します
- ③ 経済産業局へ確認書発行を申請します
- ④ 経済産業局より確認書が発行されます
- ⑤ 税務申告の際に、確定申告書に確認書を添付します

※ 「生産性向上設備投資促進税制」には上記の他に“**A類型**”がございます。

※ 申請期限は平成29年3月31日です。